

## 山形新幹線米沢トンネル(仮称)整備計画の推進に関する覚書

山形県(以下「甲」という。)及び東日本旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、山形新幹線米沢トンネル(仮称)整備計画(以下「本計画」という。)の実現に向け、以下のとおり合意し、覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本覚書は、本計画の実現に向けて、基本的な事項を定めることを目的とする。

### (計画実現に向けた合意)

第2条 甲及び乙は、本計画の早期実現に向けて取組むことに合意し、その取組の推進に当たっては、緊密な連携のもと、情報や意見の交換に努め、相互に協力し、本覚書に基づき、対等な立場で誠実に実施しなければならない。

### (本計画の位置及び範囲)

第3条 本計画の位置及び範囲は、別紙「計画範囲図」のとおりとし、奥羽本線の庭坂～米沢間とする。

### (実施内容)

第4条 甲及び乙は、本計画の実現に向け、相互に連携、協力して、次の事項を推進するものとする。

- (1) 本計画の事業スキーム確定に向けた検討
- (2) 本計画の事業化に資する調査及び検討
- (3) 財政的支援を得るための政府への働きかけ
- (4) その他、本計画の実現に資する事項

### (推進に係る協議等)

第5条 甲及び乙は、前条の各事項を進めるにあたり、具体的な内容、実施方法、役割分担、その他必要となる事項について協議の上、必要に応じ、別途協定等を締結するものとする。

### (守秘義務)

第6条 甲及び乙は、協働により知り得た情報等について、事前に互いの承認を得ず、第三者に漏らしてはならない。

### (覚書の変更)

第7条 本覚書を変更する必要がある場合には、甲及び乙で協議の上、書面にて変更するものとする。

### (その他)

第8条 本覚書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

以上、本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲乙各々署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月24日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙：東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

東日本旅客鉄道株式会社

常務取締役グループ経営戦略本部長

渡利千春